

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当について

ア 令和4年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分と

すること。

2 改定の実施時期等

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

なお、1の(2)のイの定年前再任用短時間勤務職員に関する部分については、地方公務員法に規定する定年前再任用短時間勤務職員について定める条例が施行された場合に実施すること。